

阿賀野市告示第101号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により、後期高齢者医療保険料の徴収事務を次のとおり委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項の規定により告示する。

令和7年4月7日

阿賀野市長 加藤博幸

- 1 徴収事務の委託を受ける者
LINE Pay株式会社 東京都品川区西品川一丁目1番1号
- 2 委託する事務の範囲
後期高齢者医療保険料の徴収事務
- 3 委託期間
令和7年4月1日から令和7年4月23日まで